

質問に対する回答（回答保留分）

回答を保留とさせていただいておりました以下のご質問について、改めて回答いたします。

質問②

賃借料補助加算の対象期間は、委託期間の令和9年1月からか、あるいは準備期間として上記より前の期間も対象となるか、ご教示いただきたい。

回答

賃借料補助加算は、原則として、事業開始（令和9年1月）以降がその対象となります。

質問⑦

賃借料補助加算や送迎加算については、それぞれ、賃借料や送迎に関する費用に充てなければならないか。

回答

賃借料補助加算は、事業の実施に必要となる物件の賃貸借に要する経費、送迎加算は、利用児童の送迎に要する経費を上限として、それぞれ国が定める補助基準額及び市予算の範囲内で、基本分に加算し、委託料として支払うこととしています。